**平成２６年（フ）第１１１号**
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井16番地１
債務者　横山　敏秀
１　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２６年（フ）第１３５６号**
名古屋市港区野跡４丁目４番３―1102号　みなと荘、従前の住所名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟７―10号
債務者　桑幡　神一
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１３５７号**
名古屋市港区野跡４丁目４番３―1102号　みなと荘、従前の住所名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟７―10号
債務者　桑幡　清美
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１４６９号**
名古屋市中区栄２丁目４番11号　チサンマンション広小路1006号
債務者　杉村　そら（旧氏名杉村竜治）
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１１４号**
青森県弘前市大字富士見町22番地16　嶽アパート３号
債務者　山本　大信
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２６年（フ）第１９３号**
広島県福山市神辺町大字川南1734番地７
債務者　藤井プラスチックこと　藤井　忠由
１　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第１９４号**
広島県福山市神辺町大字川南1734番地７
債務者　藤井　道子
１　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第４７８号**
千葉県柏市名戸ケ谷739番地４　ドゥ・ジャルダン103号
債務者　大熊真奈美
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第３７５号**
北九州市戸畑区正津町３番14号
債務者　寺村ヤス子
１　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第５０７号**
北九州市小倉南区南方３丁目８番５―102号
債務者　賀屋　邦彦
１　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第５１４号**
北九州市小倉北区東篠崎２丁目４番50―202号
債務者　丸本美奈子
１　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第１００号**
山口市嘉川1571番地３
債務者　原田　和美
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０３号**
山口市平井148番地１　シャルテＹ＆Ｙ102号、前住所山口市大内御堀2239番地61
債務者　尾崎　　忍
１　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第２１４７号**
札幌市手稲区富丘２条４丁目４番15―605号
債務者　平泉ゆかり
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１２３９号**
札幌市西区八軒８条西２丁目１番16号　アーバンライフハウスＮＯ２―205号
債務者　藤田　寛之
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３２４号**
札幌市東区北19条東４丁目２番２号　エイトビル
債務者　芳賀　千絵（旧姓善浪）
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４２９号**
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目13番８号
債務者　江口　誠治
１　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部